

令和7年度 都市木造化関連 予算概算決定の状況等について

令和7年2月6日

林野庁

令和6年度補正予算及び令和7年度予算概算決定における主な都市木造化関連予算等

要望1. 脱炭素化社会の実現に向けて、建築主等の中高層建築物の木造化への取組意欲の向上を図るため、建築物にかかる二酸化炭素排出抑制等の観点から木造化・木質化が評価される方策を構築・普及し、税制、金融、会計、保険などの諸制度の見直しを行うこと。特に、木造建築物の耐用年数の課題については、令和6年において結論が得られるよう検討を進めること。

- 令和6年3月に作成・公表した「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」を普及
- 温室効果ガス算定・報告・公表制度（SHK制度）への森林吸収量及び木材利用による炭素蓄積量の位置付け（林野庁が設置した小委員会において算定方法を検討中） など

要望2. 木造建築物の魅力を更に引き出していくため、柱、梁、内・外壁面への「現（あらわ）し」による木材利用を促進するための耐火性、耐候性に関する技術開発への支援を拡充するとともに、防火・構造規定等関連する制度の見直しを継続し、加速化すること。

- 強度や耐火性に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及への支援〔建築用木材供給・利用強化対策〕
- 建築用木材（木質耐火部材、JAS構造材等）の利用実証への支援〔建築用木材供給・利用強化対策、林業・木材産業国際競争力強化総合対策〕
- 製材JASの基準合理化・運用見直し（令和6年7月にJAS調査会での審査を終え、令和7年1月末に改正を告示、7月末の施行を予定） など

令和6年度補正予算及び令和7年度予算概算決定における主な都市木造化関連予算等

要望3. 木材に関する経済安全保障やSDGsへの貢献を図るため、合法伐採及び再造林等の森林整備の推進、路網や木材加工流通施設の整備等による供給力強化、林業・木材産業の担い手の確保、建築物への木材利用に至るまでの国産材のサプライチェーンの普及・拡大、地域における建築物木材利用促進協定締結者の実践活動への支援、協定締結促進のための関係省庁の予算や優遇措置を拡充すること。

- 改正クリーンウッド法の施行も踏まえた合法伐採木材の流通及び利用の促進〔木材需要の創出・輸出力強化対策〕
- 間伐や再造林、路網整備等の推進〔森林整備事業〕
- 路網の整備・機能強化、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、高性能林業機械の導入とともに、木材加工流通施設の整備、公共建築物等の木造・木質化、森林・林業の担い手育成等への支援〔林業・木材産業循環成長対策、森林・林業担い手育成総合対策、林業・木材産業国際競争力強化総合対策、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策〕
- 特定技能制度への分野追加を踏まえた林業・木材産業における外国人材の受入に向けた技能評価試験等の本格化〔森林・林業担い手育成総合対策、建築用木材供給・利用強化対策〕
- 補助事業における協定締結者の優先採択〔林業・木材産業循環成長対策のうち公共建築物等の木造・木質化、建築用木材供給・利用強化対策〕
- 都道府県担当者に対する協定制度の周知や市町村担当者への周知依頼 など

令和6年度補正予算及び令和7年度予算概算決定における主な都市木造化関連予算等

要望4. 地方都市等において、地元の建設関連事業者が地域材を使用して中大規模、中層の木造建築物等に取り組みやすい環境づくりに向け、地域の設計者、施工者の間で広く展開できる構法及びそれを実現するための部材供給等の枠組みの整備のための関係省庁の予算や支援措置を拡充すること。

- 標準的な木造化モデルの開発・普及（新たに、低層で木造化が進んできた分野（医療・福祉、宿泊・飲食サービス等）における中層の木造標準モデルの開発・普及を重点的に支援）〔建築用木材供給・利用強化対策〕
- 先駆的な知見を有する設計者・施工者の育成に加え、新たに、地域の設計者・施工者の拡大に向けた都道府県単位の講習会等を支援〔建築用木材供給・利用強化対策〕
- 地域における非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、地域の企業や行政が参画する地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポートへの支援〔木材需要の創出・輸出力強化対策〕
- 川上から川下までが連携したJAS製材をはじめとした木材安定供給体制の構築〔建築用木材供給・利用強化対策、林業・木材産業国際競争力強化総合対策〕 など

要望5. 持続性の担保された木材が求められる国際社会の潮流にあって、持続可能な森林経営を実践する国内林業を支援し、その森林から生産された木材の優先的利用を国民・企業へ普及・PRするとともに、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用の仕組みを構築し、普及すること。

- 国際的な動きを踏まえた持続可能な木材供給に向けたガイダンスを新たに作成〔建築用木材供給・利用強化対策〕
- 日本の森林資源の循環利用に資する木材利用の意義への認知向上等も含めた国産材需要拡大のための「ウッド・チェンジ」の促進〔木材需要の創出・輸出力強化対策〕
- 森林の循環利用を促進する観点から、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進〔森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策〕 など

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

【令和7年度予算概算決定額 14,351（14,398）百万円】

<対策のポイント>

カーボンニュートラルの実現に向け、森林の循環利用を促進する観点から、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

要望5

<事業の全体像>

1. 森林の集約化モデル地域実証事業

・循環利用に取り組む林業経営体へ森林の集積・集約化を進めるための、地域の森林の将来像の作成・共有、境界確定、関係者間でのデジタル森林情報の共有等を支援

2. 林業・木材産業循環成長対策

・路網の整備・機能強化、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、高性能林業機械の導入とともに、木材加工流通施設の整備や木造公共建築物の整備、森林由来J-クレジット等森林価値の活用等を支援

3. 林業デジタル・イノベーション総合対策

・林業機械の自動化・遠隔操作化技術や森林内の通信技術・木質系新素材の開発・実証、先進技術を活用する技術者の育成、デジタル林業戦略拠点の構築等を支援

4. 建築用木材供給・利用強化対策

・木造中層建築物に係る設計や木質耐火部材・JAS構造材の技術開発、製材やCLT等を用いた建築物の低コスト化に向けた技術開発や設計・建築実証、木造建築物の設計者・施工者の育成等を支援

5. 木材需要の創出・輸出力強化対策

・地域の取組に対する木材利用の専門家派遣、CLT等の輸出促進、合法伐採木材の利用促進、木質バイオマスを活用した「地域内エコシステム」の展開、特用林産物の需要拡大等を支援

要望3

6. 森林・林業担い手育成総合対策

・「緑の雇用」事業による新規就業者への体系的な研修、林業大学校で学ぶ就業前の青年への給付金給付、林業経営体の労働安全対策等を支援

7. 林業・木材産業金融対策

・意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備に対する融資の円滑化を支援

8. 森林・山村地域活性化振興対策

・里山林の整備・活用に取り組む組織の確保・育成、「半林半X」を含む活動の実践による山村地域活性化を支援

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業循環成長対策

【令和7年度予算概算決定額 6,186 (6,511) 百万円】

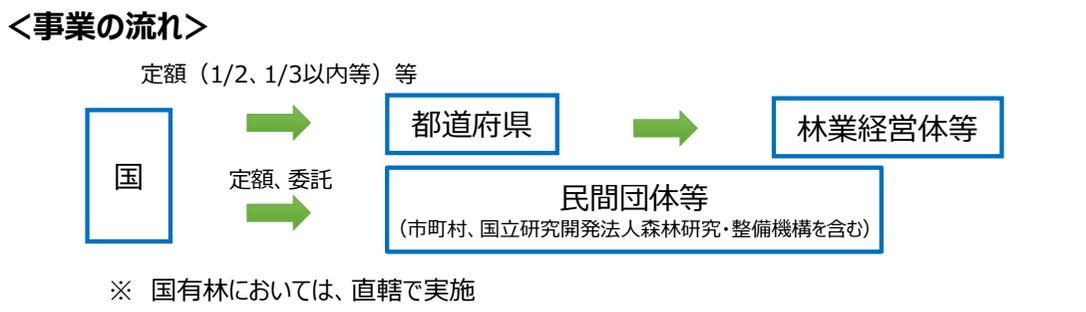
<対策のポイント>
 林業・木材産業によるグリーン成長に向け、**林業の生産基盤の強化**や**再生林の低コスト化**を図るとともに、**木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築**を支援します。

<事業目標>
 国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

<事業の内容>

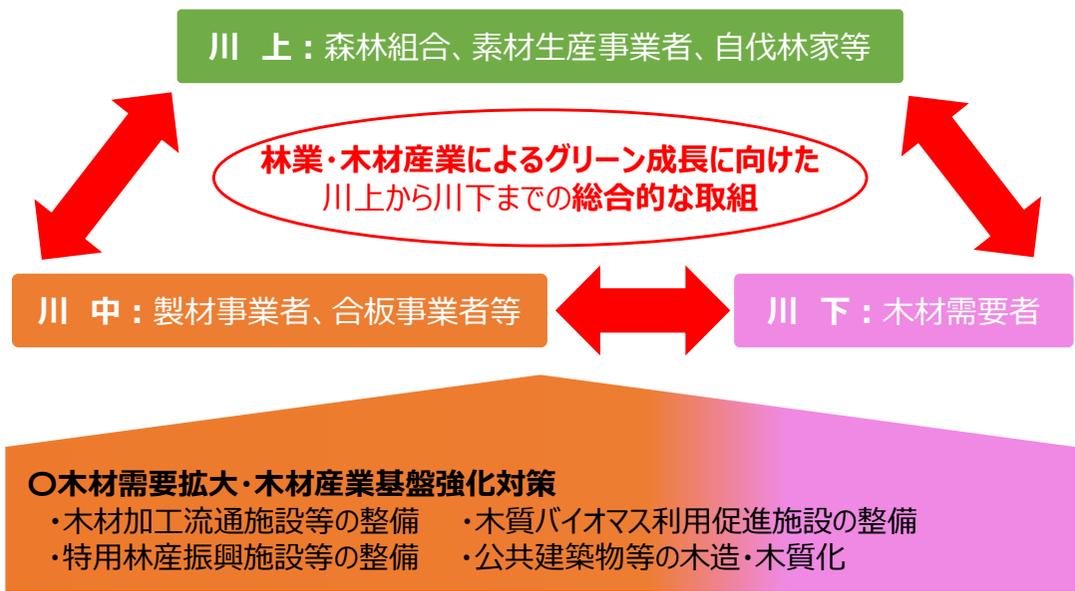
- 1. 循環型資源基盤整備強化対策等** 要望3
- 循環型林業の推進に向け、**搬出間伐の実施や路網整備、再生林の低コスト化等の取組を一体的に支援するとともに、高性能林業機械の導入、エリートツリー等の原種増産技術の開発や苗木の生産技術向上等の取組**を支援します。
- 2. 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策** 要望3
- 木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、**公共建築物等の木造・木質化、木材加工流通施設の整備等**を支援します。

(関連事業)
燃油・資材の森林由来資源への転換等対策
 【令和6年度補正予算額】1,700,048千円



<事業イメージ>

- 循環型資源基盤整備強化対策
 - ・間伐材生産 ・路網整備 ・低コスト再生林対策
 - ・コンテナ苗生産基盤施設等の整備
- 高性能林業機械の導入 ○森林整備地域活動支援対策
- 林業の多様な担い手の育成 ○山村地域の防災・減災対策
- 森林総合利用対策 ○森林資源保全対策 ○優良種苗生産推進対策



森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 建築用木材供給・利用強化対策

【令和7年度予算概算決定額 1,000 (1,001) 百万円】

<対策のポイント>

民間非住宅分野等における国産材の利用拡大に向け、中層建築物等への建築用木材の利用実証・普及等を通じた**都市の木造化等促進**や、木造標準モデルの開発・普及等を通じた製材やCLT・LVL等の**建築物への利用環境整備**、建築用木材の供給・利用に携わる**人材の確保**に向けた取組を支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

1. 森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業

- ① 中層建築物に重点を置いた**建築用木材 (木質耐火部材、JAS構造材等) の利用実証**、改正建築基準法等に対応した**強度や耐火性に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及**を支援します※。
- ② **円滑な木材供給のための環境整備**に向け、川上から川下までが連携したJAS製材をはじめとした**木材安定供給体制の構築**等を支援します。

要望2

要望4

2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

- ① 中高層・非住宅建築物へのCLT・LVLや製材等の利用に向け、**標準的な木造化モデルの開発・普及等**を支援します。
- ② CLTの普及に向け、寸法の標準化に係る**設計・建築の実証等**※を支援します。
- ③ **大径材等の活用**に向けた**設計手法や効率的な加工技術の開発・普及**を支援します。
- ④ 持続可能性を求める**国際的な動きを踏まえた持続可能な木材供給に向けたガイドンの作成**を実施します。

要望5

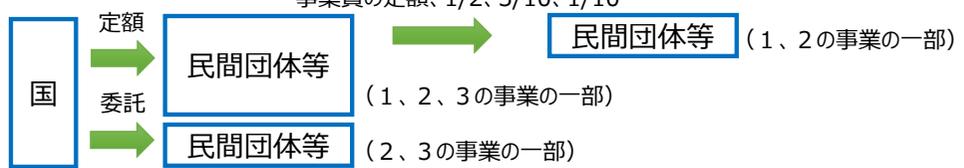
3. 建築用木材供給・利用人材確保対策事業

- ① **都道府県単位等で行う木造建築物の設計者・施工者の育成**を支援します。
- ② 木材産業における**外国人材の円滑な受入**に向けた**特定技能測定試験等**を実施します。

要望3

※ 都市 (まち) の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援

<事業の流れ>



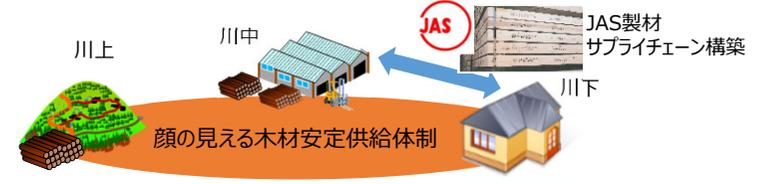
<事業イメージ>

森林を活かす都市の木造化等促進総合対策



都市部における建築用木材の利用実証

強度や耐火性に優れた建築用木材の技術開発



CLT・LVL等の建築物への利用環境整備



用途タイプ別の木造標準モデルの開発



CLTを活用した先駆的な建築物の実証

建築用木材供給・利用人材確保対策事業



木造建築の設計者・施工者の育成



外国人材受入れのための試験実施

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 木材需要の創出・輸出力強化対策

【令和7年度予算概算決定額 250（298）百万円】

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用促進、木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

<事業の内容>

- 1. 非住宅建築物等木材利用促進事業** 要望4 **32,604千円**
地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート**等を支援します。
- 2. 木質バイオマス利用環境整備事業** **90,351千円**
利用が低位な**林地残材の活用を更に促進するための環境整備**の取組を支援するとともに、「**地域内エコシステム**」の普及に向けた取組を支援します。
- 3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業** **20,000千円**
CLT、構造用集成材等の**販売力強化のための協議会設立**、協議会による**海外市場のテストマーケティングの実践・分析**、関係者への普及啓発等を支援します。
- 4. 「クリーンウッド」実施支援事業** 要望3 **52,848千円**
事業者による**合法性確認の取組の支援**、**専門委員会の設置**、**違法伐採関連情報等の提供**を実施します。
- 5. ウッド・チェンジ拡大促進支援事業** 要望5 **28,000千円**
国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、日本の森林資源の循環利用に資する木材利用の意義への認知向上等、普及啓発を推進します。
- 6. 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業** **26,348千円**
特用林産物の**生産性向上・新商品開発**等の先進的取組や優良事例の情報提供、輸出先国のニーズ等の**情報収集**等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

専門家派遣

【地域協議会】
川上：燃料供給
川中：燃料製造
川下：エネルギー利用

専門家等を構成員とする輸出協議会の設立

企業、木材コーディネーター、行政等が参画する地域協議会に対する技術的サポート等を支援

林地残材の利用環境の整備、「地域内エコシステム」の普及を支援

テストマーケティング（ニーズ、商流等把握）の実践・分析、関係者への普及啓発等を支援

情報提供サイト

各種イベントの開催やブース出展

AIを活用した椎茸の選別

木材関連事業者に対する研修等の実施を支援

Webコンテンツの制作と情報発信

輸出先国の情報収集

【お問い合わせ先】（1～5の事業）林野庁木材利用課（03-6744-2120）
（6の事業）経営課（03-3502-8059） 7

<対策のポイント>

森林吸収源の機能強化・国土強靱化に向けた、間伐、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等の推進に加え、花粉発生源対策として伐採・植替え、路網整備等を推進します。

要望3

<事業目標>

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施 (45万ha [令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均])
- スギ花粉の発生量の削減 (令和2年度比 約2割削減 [令和15年度まで]、5割削減 [令和35年度まで])

<事業の内容>

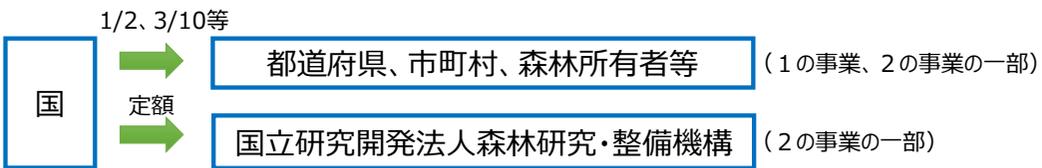
1. 間伐や再造林、路網整備等

- ① 省力化・低コスト化を進めつつ、**間伐や再造林等の適切な森林整備**を推進します。
- ② **林業適地等における林道の開設・改良等**を推進します。
- ③ 花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等**を支援します。

2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

- ① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、**重要インフラ施設周辺の森林等**について、**公的主体による復旧・整備**を推進します。
- ② 林道の強靱化に向け、防災上重要な**幹線林道の開設・改良・機能回復や林道施設の老朽化対策**を推進します。

<事業の流れ>



※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

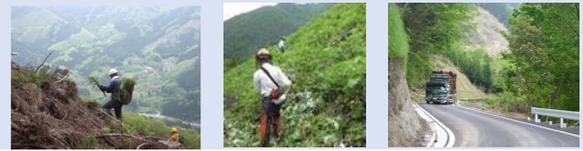
間伐や再造林、路網整備等

<林業適地等における対応>

低コスト造林による
再造林面積の確保

路網整備の推進に
より再造林等を後押し

森林資源の
適正な管理



公益的機能の持続的発揮

<花粉発生源対策>

伐採・植替えの一貫作業等や林業専用道の開設・改良を支援



一貫作業の実施



林業専用道の改良 (のり面)

豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

重要インフラ施設周辺の森林や奥地水源林等について、公的主体による復旧・整備を推進

防災上重要な幹線林道について、排水施設の整備等の機能回復を支援



道路に近接する森林

奥地水源林



簡易な排水施設の整備

<対策のポイント>

林業・木材産業の体質強化や国内需要の拡大に向けて、**原木・木材製品等の生産体制の強化、林業イノベーションの推進、非住宅分野等における木材製品の消費拡大、日本産木材製品等の輸出拡大、林業の担い手の育成・確保等を支援します。**

<事業目標>

○ 国産材の供給・利用量の増加 (34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

1. 林業・木材産業の生産基盤強化<一部公共>

路網整備、高性能林業機械の導入、再造林の低コスト化、木材加工流通施設の整備等を支援します。

要望3

2. 林業のデジタル化・イノベーションの推進

森林資源情報のデジタル化を支援するとともに、**林業機械の自動化・遠隔操作化技術、木質系新素材の開発・実証**を支援します。

要望2

3. 建築用木材供給・利用の強化 (木材製品の消費拡大対策)

JAS構造材の建築物への利用実証や供給体制構築、CLTを用いた非住宅建築物の実証、木造公共建築物の整備等を支援します。

要望4

4. 木材需要の創出・輸出力の強化(木材製品等の輸出支援対策)

日本産木材製品のプロモーション活動、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、**特用林産物の輸出に向けた課題解決の取組**を支援します。

要望3

5. 林業の担い手の育成・確保

新規就業者への体系的な研修、**労働安全衛生装備・装置の導入**等を支援します。

<事業の流れ>



※国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

<h3>林業・木材産業の生産基盤強化</h3> <ul style="list-style-type: none"> 木材製品の国際競争力の強化に向けた合板・製材・集成材工場等の大規模・高効率化、低コスト化、高付加価値化等のための木材加工流通施設の整備 原木の低コストかつ安定的な供給のための路網整備、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施 等 	  <p>木材加工施設の整備</p> <p>路網の整備</p>
<h3>林業のデジタル化・イノベーションの推進</h3> <ul style="list-style-type: none"> 路網整備や施業集約化を省力化・効率化する森林資源情報のデジタル化 林業の安全性・生産性の向上に資する林業機械の自動化・遠隔操作化技術の開発・実証 等  <p>伐倒の遠隔操作化</p>	<h3>建築用木材供給・利用の強化 (木材製品の消費拡大対策)</h3> <p>非住宅分野等における木材製品の消費拡大に向けた</p> <ul style="list-style-type: none"> JAS構造材の実証的な活用 CLTを活用した設計・建築等の実証 木造公共建築物の整備 等  <p>CLTを活用した設計・建築実証</p>
<h3>木材需要の創出・輸出力の強化 (木材製品等の輸出支援対策)</h3> <ul style="list-style-type: none"> ターゲット国の市場実態等の調査・分析 日本産木材製品の認知度向上 付加価値の高い木材製品の輸出促進に向けた輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品開発・性能検証 等  <p>輸出先国の規格・基準に対応した性能検査</p>	<h3>林業の担い手の育成・確保</h3> <ul style="list-style-type: none"> 新規就業者が効率的な技術等を習得するための体系的な研修 労働安全衛生装備・装置の導入 等  <p>労働安全研修</p>

花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策

【令和6年度補正予算額 5,635百万円】

<対策のポイント>

「花粉症対策初期集中対応パッケージ」の着実な実行に向けて、**スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保、花粉の飛散量の予測、花粉の飛散防止等の総合的な対策を推進します。**また、森林整備事業においても、スギ人工林伐採重点区域における林業専用道の整備等を支援します。

要望3

<政策目標>

スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減〔令和15年度まで〕、5割削減〔令和35年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ人工林伐採重点区域における、伐採・植替えに寄与する**路網整備**や**伐採・植替えの一貫作業**、森林所有者への働きかけ支援による**森林の集約化**を支援します。

2. スギ材の需要拡大

住宅分野における**スギJAS構造材等の利用促進**、**集成材工場や保管施設等の整備**等を支援します。

3. 花粉の少ない苗木の生産拡大

官民を挙げた苗木増産等の体制強化、**革新的苗木生産技術の開発加速化**、**花粉の少ない苗木の広域流通**を支援します。

4. 林業の生産性向上及び労働力の確保

意欲ある木材加工業者等に対する**高性能林業機械の導入**、**農業や建設業など他産業との連携**等を支援します。

5. 花粉飛散量の予測・飛散防止

花粉飛散予測の向上に向けた**森林資源情報の高度化**、森林現場における**花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査の実施**を支援します。

（関連事業）林業・木材産業国際競争力強化総合対策<一部公共>

45,852,821千円の内数

<事業の流れ>



発生源対策

スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

- ・スギ人工林伐採重点区域において
- 伐採・植替えの一貫作業と路網整備を推進
- 森林所有者への働きかけ支援による森林の集約化の促進



<路網の整備>



<植替え>

スギ材需要の拡大

- ・住宅分野における**スギJAS構造材等の利用促進**
- ・**集成材工場、保管施設等の整備**等



<スギJAS集成材>

花粉の少ない苗木の生産拡大

- ・森林研究・整備機構における**原種苗木増産**
- ・都道府県による**種穂増産**
- ・民間事業者による**苗木増産等の体制強化**
- ・苗木生産に係る**革新的技術の開発加速化**
- ・苗木の生産量が多い産地から少ない地域への**供給の促進**



<原種増産施設>



<閉鎖型採種園>

林業の生産性向上及び労働力の確保

- ・意欲ある木材加工業者等に対する**高性能林業機械の導入**
- ・**農業・建設業等の他産業、他地域との連携**の推進

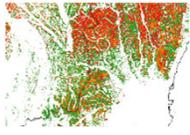


<高性能林業機械>

飛散対策

花粉飛散量の予測

- ・花粉飛散予測に向けた**森林資源情報の高度化**を推進



<林相区分図の整備>

花粉の飛散防止

- ・森林現場で**花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査**を支援



<花粉飛散防止剤により枯死した雄花>

【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課 (03-3501-3845)

- ESG投資等において、建築物に木材を利用する建築事業者、不動産事業者や建築主が、投資家や金融機関に対して建築物への木材利用の効果を訴求し、それが積極的に評価されるよう、国際的なESG関連情報開示の動向も踏まえた評価項目及び評価方法を交通整理。

■ ガイドンスにおける評価の全体像

評価分野	評価項目 (建築事業者等が行う取組)	評価方法
1. カーボンニュートラルへの貢献	①建築物のエンボディドカーボンの削減	✓ ライフサイクルアセスメント（LCA）により算定した、建築物に利用した木材の製品製造に係る温室効果ガス（GHG）排出量を示す。
	②建築物への炭素の貯蔵	✓ 林野庁「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により炭素貯蔵量を示す。
2. 持続可能な資源の利用	①持続可能な木材の調達（デュー・デリジェンスの実施）	✓ 利用する木材について、以下を確認していることを示す。また、i)についてはその量や割合を示す。 i) ①合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（グリーンウッド法）に基づき合法性が確認でき、かつその木材が産出された森林の伐採後の更新の担保を確認できるものであること、又は②認証材（森林認証制度により評価・認証された木材）であることのいずれかであること。 ii) サプライチェーンにおいて「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえた人権尊重の取組が実施されていること。
	②森林資源の活用による地域貢献	✓ 地域産材（又は国産材）の利用の有無、利用量や利用割合を示す。 ✓ 地域産材の活用を目的として、地域の林業・木材産業者と建築物木材利用促進協定等を締結していることを示す。 ✓ 産業連関表を用いて、木材利用による地域経済への波及効果を定量的に示す。
	③サーキュラーエコノミーへの貢献	✓ サーキュラーエコノミーの観点から、木材は再生可能資源として評価されるものであることを示す。 ✓ 建築物において循環性（サーキュラリティ）を意識した、例えば以下のような取組を実施していることについて具体的な内容を、可能な場合は定量的に示す。 i) 木材利用により非生物由来の（再生不可能な）バージン素材の利用を削減している。 ii) 再利用木材（木質ボード等）を活用している。 iii) 解体時の環境負荷を低減する設計を採用している。
3. 快適空間の実現	内装木質化による心身面、生産性等の効果	✓ 建築物の用途等に応じて、訴求度が高い内装木質化の効果を示す。

森林を活かす都市の木造化推進協議会からの要望書

記

我が国の人工林は今まさに利用期を迎え、地球温暖化防止、国土強靱化、地方創生等の観点から木材の計画的な活用を通じて森林を保全し活力を維持していくことが必要となっています。

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の制定を契機に耐火建築部材等の技術革新が進み、中高層建築物等の木造化の可能性が大きく広がり、SDGs、ESG投資、2050年カーボンニュートラル等の流れもあって、大都市を中心に民間の中高層建築物の木造化・木質化も着実に進み始めているところです。

こうした中、先生方のご尽力により、令和3年に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定・施行され、対象が民間建築物にまで拡がるとともに、木材利用促進本部の設置により国を挙げての取組が行われております。事業者等との建築物木材利用促進協定の締結については国、地方公共団体合わせて120件に達し、さらに増加する見込みです。

木材は、製造時の二酸化炭素排出量が極めて少なく、かつ省エネルギーであるとともに、木造建築物として使用される間は森林が吸収した二酸化炭素を再び大気に放出することなく、炭素を貯蔵するなど脱炭素社会の実現に確実に貢献でき、しかも再生産が可能な資源です。

森林・林業の持続可能性や木材に関する経済安全保障が求められる中、都市(まち)の木造化を着実に進めていくためには、国産材の安定供給や需要拡大に向けた各種制度の一段の見直し及び再造林等の森林整備から都市における建築物の木材利用に至るまでの多様な施策の創設・実施等が極めて重要と認識しております。

つきましては、右記の事項について要望いたします。

1. 脱炭素化社会の実現に向けて、建築主等の中高層建築物の木造化への取組意欲の向上を図るため、建築物にかかる二酸化炭素排出抑制等の観点から木造化・木質化が評価される方策を構築・普及し、税制、金融、会計、保険などの諸制度の見直しを行うこと。特に、木造建築物の耐用年数の課題については、令和6年において結論が得られるよう検討を進めること。
2. 木造建築物の魅力をもっと引き出していくため、柱、梁、内・外壁面への「現(あらわ)し」による木材利用を促進するための耐火性、耐候性に関する技術開発への支援を拡充するとともに、防火・構造規定等関連する制度の見直しを継続し、加速化すること。
3. 木材に関する経済安全保障やSDGsへの貢献を図るため、合法伐採及び再造林等の森林整備の推進、路網や木材加工流通施設の整備等による供給力強化、林業・木材産業の担い手の確保、建築物への木材利用に至るまでの国産材のサプライチェーンの普及・拡大、地域における建築物木材利用促進協定締結者の実践活動への支援、協定締結促進のための関係省庁の予算や優遇措置を拡充すること。
4. 地方都市等において、地元の建設関連事業者が地域材を使用して中大規模、中層の木造建築物等に取り組みやすい環境づくりに向け、地域の設計者、施工者の間で広く展開できる構法及びそれを実現するための部材供給等の枠組みの整備のための関係省庁の予算や支援措置を拡充すること。
5. 持続性の担保された木材が求められる国際社会の潮流にあって、持続可能な森林経営を実践する国内林業を支援し、その森林から生産された木材の優先的利用を国民・企業へ普及・PRするとともに、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用の仕組みを構築し、普及すること。

令和6年3月26日

もり
森林を活かす都市の木造化推進協議会
会長 島田 泰助